

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第19号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年12月27日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

東京都港区に本社を置く不動産賃貸会社

2 事故の概要

令和3年10月6日午後4時頃、相手方が市内に所有する賃貸マンションを公用車で訪問した際、建物横に沿って後進で駐車しようとしたところ、当方車両左側後方部と建物の東側外部階段の角が接触したものである。

相手方は、物件損害のみで、人身損害はなし。

なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

99,000円